

連載
第5回

考えよう！ごみの減量化

13 本誌掲載に
関係する記事



家庭系可燃ごみ処理有料化Q&A

令和3年4月1日から実施する家庭系可燃ごみ処理有料化について、問い合わせの一部に回答します。

Q1. ごみ処理有料化とはどういうことですか？ なぜ来年度から有料化が実施されるのですか？

→ 有料化とは、ごみを出す方がごみの量に応じて、収集・運搬・処分に要する費用の一部を手数料として負担していただくことです。

「阿久比町家庭系可燃ごみ減量化実施計画」に平成30年・令和元年の2年間で、20%減量ができない場合、令和2年度以降に家庭系可燃ごみ処理有料化の実施が明記しており、これまで減量に取り組んできましたが達成できなかったため、令和2年度を準備期間とし、令和3年度から実施します。

Q2. なぜ20%減量しなければならないのですか？

→ 阿久比町のごみを処理している東部知多グリーンセンターは、老朽化によって建て替えられ、平成31年4月1日から稼働を始めました。新しい東部知多グリーンセンターの焼却炉は、使用期間を40年とし、人口減少・国の政策・建設コストなどを総合的に勘案して、処理量を約20%減らしているため、ごみの減量が必要になります。

Q3. ごみ処理有料化は必要ですか？ 近隣の市町もごみ処理有料化を実施していますか？

→ 全国の市区町村の約3分の2がごみ処理有料化を実施しています。多くの市区町村が有料化を実施したことにより、ごみが減量しています。

知多半島内で有料化を実施している市町は、東海市・常滑市・知多市・東浦町です。また、半田市・南知多町・美浜町・武豊町も、本町と同じく令和3年4月1日から有料化を実施します。

Q4. ごみ全部が有料化されるのですか？

→ 有料化は可燃ごみだけです。不燃ごみ・粗大ごみ、小型家電は、今までどおり無料です。

Q5. 今でもごみ袋を買っていますが、有料化ではないのですか？

→ 現在は、指定ごみ袋の袋代（作成費用）として購入していただいています。有料化後、ごみ袋の代金は、収集・運搬・処分に要する費用の一部に充てます。

Q6. 有料化の実施により、自宅に請求書などが送られてくるのでしょうか？

→ 指定ごみ袋の購入代金が手数料となります。それ以外に請求はありません。

Q7. 有料化になると、資源ごみはどうなりますか？

→ 有料化は可燃ごみだけなので、今までどおり指定のごみステーションに出してください。令和3年度も資源の量に応じて、地区に報償金を支払う予定なので、更なる分別・資源化に協力をお願いします。

Q8. 収集日、収集回数、分別の仕方は変わりますか？

→ 有料化を実施しても、収集日、収集回数、分別の仕方などは令和2年度と同じです。

Q9. 袋の大きさはどうなりますか？ 廃プラの袋も変わりますか？

→ 大きさ（容量）に変更はありません。大は45リットル、中は30リットル、小は20リットルの3種類で、現在と同じです。廃プラの袋は今までどおり半透明の白色で、大は45リットル、特大は70リットルの2種類です。